

青森県報

号外第三十二号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

目次

公安委員会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(運転免許課) ……一

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第四号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
目次	目次	目次
	〔第一章〕第八章 略	〔第一章〕第八章 同上
	第九章 講習(第三十一条―第四十二条)	第九章 講習(第三十一条―第四十二条)
	条の三)	条の四)
	〔第十章〕第十一章 略	〔第十章〕第十一章 同上
附則	附則	附則
	(公安委員会にする申請等の経由先)	(公安委員会にする申請等の経由先)
第二条	〔1・2 略〕	〔1・2 同上〕
3	第一項の規定にかかわらず、法第六章及び第六章の二並びにこの規則第七章から第九章の規定により公安委員会に提出する申請、届出及び申	3 〔同上〕

<p>法第百八条の二第一項第十二号に定める講習を受講した更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者</p> <p>令第三十七条の六第二号に該当する者</p> <p>(認知機能検査受検申請書等)</p> <p>第二十七条の二 「略」</p> <p>2 公安委員会は、認知機能検査結果通知書(別記様式第二十号の三又は別記様式第二十号の四)を、受検者に交付するものとする。</p> <p>(運転技能検査受検申請書等)</p> <p>第二十七条の三 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査(以下「運転技能検査」という。)</p> <p>を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書(別記様式第二十号の五)を公安委員会に提出しなけれ</p>	<p>長、十和田警察署長又は三沢警察署長</p> <p>法第百八条の二第一項第十二号に定める講習を受講した更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者</p> <p>令第三十七条の六第二号に該当する者</p> <p>(認知機能検査受検申請書等)</p> <p>第二十七条の二 「同上」</p> <p>2 公安委員会が行う認知機能検査の結果の通知は、認知機能検査結果通知書(別記様式第二十号の三、別記様式第二十号の四又は別記様式第二十号の五)により、受検者に交付して行うものとする。</p> <p>「条を加える。」</p>	<p>長、十和田警察署長又は三沢警察署長</p> <p>全警察署長(青森警察署長、青森南警察署長、外ヶ浜警察署長、大間警察署長、弘前警察署長及び板柳警察署長を除く。)</p>
---	--	---

<p>ばならない。</p> <p>2 公安委員会は、運転技能検査受検結果証明書(別記様式第二十号の六)を、受検者に交付するものとする。</p> <p>(運転経歴証明書の申請等)</p> <p>第二十七条の四 施行規則第三十条の十第一項に規定する運転経歴証明書交付申請書は別記様式第二十号の七のとおりとする。</p> <p>2 施行規則第三十条の十二第二項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届(別記様式第二十号の八)とする。</p> <p>3 施行規則第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は別記様式第二十号の九のとおりとする。</p> <p>(申請用写真添付の省略)</p> <p>第二十七条の五 「略」</p> <p>第三十条 削除</p>	<p>(運転経歴証明書の申請等)</p> <p>第二十七条の三 施行規則第三十条の十第一項に規定する運転経歴証明書交付申請書は別記様式第二十号の六のとおりとする。</p> <p>2 施行規則第三十条の十二第二項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届(別記様式第二十号の七)とする。</p> <p>3 施行規則第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は別記様式第二十号の八のとおりとする。</p> <p>(申請用写真添付の省略)</p> <p>第二十七条の四 「同上」</p> <p>(旅客自動車教習施設の指定等)</p> <p>第三十条 令第三十四条第三項第二号及び同条第四項第二号に定める旅客自動車の運転に関する教習を行う施設として指定を受けようとする者は、旅客自動車教習施設の指定申請書</p>
--	--

(別記様式第二十二号)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 公安委員会は、旅客自動車教習施設として指定したときは、指定書(別記様式第二十三号)を交付するものとする。

(取消処分者講習)

第三十一条 法第八十二条の二第一項第二号の規定による取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習(以下「取消処分者講習」という。)を受けようとする者は、取消処分者講習受講申請書(別記様式第二十四号)を公安委員会(指定講習機関(法第八十二条の四第一項の指定講習機関をいう。以下同じ。))が行う講習にあつては、指定講習機関。以下次項、第三十八条及び第四十一条の二において同じ。)に提出するものとする。

2 「略」

(若年運転者講習)

第四十一条の二 法第八十二条の二第一項第十四号の規定による若年運転者講習を受けようとする者は、若年運転者講習受講申請書(別記様式第三

(取消処分者講習)

第三十一条 法第八十二条の二第一項第二号の規定による取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習(以下「取消処分者講習」という。)を受けようとする者は、取消処分者講習受講申請書(別記様式第二十四号)を公安委員会(指定講習機関(法第八十二条の四第一項の指定講習機関をいう。以下同じ。))が行う講習にあつては、指定講習機関。以下次項及び第三十八条において同じ。)に提出するものとする。

2 「同上」

「条を加える。」

十六号の二)を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、若年運転者講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書(別記様式第三十六号の三)を交付するものとする。

(自転車運転者講習)

第四十一条の三 法第八十二条の二第一項第十五号の規定による自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書(別記様式第三十六号の四)を交付するものとする。

「条を削る。」

「見出しを付する。」

第四十一条の二 法第八十二条の二第一項第十四号の規定による自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書(別記様式第三十六号の二)を交付するものとする。

(チャレンジ講習)

第四十二条の三 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者及び認知機能検査を受けた七十五歳以上の者のうち施行規則第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上のものが、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認を行う法第八十二条の二第二項

(指定講習機関指定申請書等)

第四十二条の三 「略」

(運転免許取得者等教育認定申請書等)

第五十二条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)に規定する申請書及び届出に係る書類の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第五条の申請書(別記様式第五十四号)

二 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第七条第一項又は第三項の届出 公示事項等変更届(別記様式第五十五号)

(運転免許取得者等検査認定申請書等)

第五十二条の二 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和四年国

の規定によるチャレンジ講習を受けようとする者は、公安委員会にチャレンジ講習受講申請書(別記様式第三十七号の三)を提出するものとする。

(指定講習機関指定申請書等)

第四十二条の四 「同上」

(運転免許取得者教育認定申請書等)

第五十二条 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)に規定する申請書及び届出に係る書類の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 運転免許取得者教育の認定に関する規則第五条の申請書(別記様式第五十四号)

二 運転免許取得者教育の認定に関する規則第七条第一項又は第三項の届出 公示事項等変更届(別記様式第五十五号)

「条を加える。」

家公安委員会規則第八号)に規定する申請書及び届出に係る書類の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第六条の申請書(別記様式第五十六号)

二 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第八条第一項又は第三項の届出 公示事項等変更届(別記様式第五十七号)

別表第二(第十一条の二関係)

路線名

「略」

区間

県道弘前 青森県弘前市大字代官町九十

岳鯨ヶ沢 七番地一から

線 青森県弘前市大字和徳町九十

五番地一まで

青森県弘前市大字駒越町八十

番地から

青森県弘前市大字賀田一丁目

六番地五まで

「略」

市道高田 青森県弘前市大字高田五丁目

苗生松線 七番地五号から

別表第二(第十一条の二関係)

路線名

「同上」

区間

県道弘前 青森県弘前市大字代官町九十

岳鯨ヶ沢 七番地一から

線 青森県弘前市大字和徳町九十

五番地一まで

「同上」

市道高田 青森県弘前市大字高田五丁目

苗生松線 七番地五号から

青森県弘前市大字新里字東平 岡六番地まで	市道紺屋 青森県弘前市大字紺屋町百八 十五番地から	町駒越線 青森県弘前市大字駒越町八十 一番地二まで	市道岩木 青森県弘前市大字向外瀬四丁 目十六番地一から	川右岸環 目十六番地一から	状線 青森県弘前市大字紺屋町百十 二番地まで	市道神田 青森県弘前市大字神田三丁目 二番地十八から	石渡線 青森県弘前市大字清野袋字川 田三十六番地七まで	〔略〕	村道原々 青森県上北郡六ヶ所村大字尾 種農場弥 駁字上弥栄平四百八十四番地 栄平線 九から	青森県上北郡六ヶ所村大字尾 種農場弥 駁字上弥栄平二百五十六番地二 まで	臨港道路 青森県八戸市大字市川町字浜 市川船溜 二十九番地五から	線 青森県八戸市大字市川町字浜 二番地八まで	臨港道路 青森県八戸市築港街一丁目一
青森県弘前市大字新里字東平 岡六番地まで	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔同上〕	村道原々 青森県上北郡六ヶ所村大字尾 種農場弥 駁字上弥栄平四百八十四番地 栄平線 九から	青森県上北郡六ヶ所村大字尾 種農場弥 駁字上弥栄平二百五十六番地二 まで	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	臨港道路 青森県八戸市大字河原木字北	

白銀北沼 番地五十五から	線 青森県八戸市大字湊町字大沢 四十二番地まで	青森県八戸市豊洲一番地二十 二から	青森県八戸市豊洲二番地三十 八まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸十八番地五から	青森県八戸市大字河原木字北 沼二番地一まで	臨港道路 青森県八戸市大字河原木字浜 八太郎一 名谷地七十六番地から	八太郎一 名谷地七十六番地から	号埠頭線 青森県八戸市大字河原木字海 岸十番地二十まで	臨港道路 青森県八戸市大字河原木字浜 八太郎一 名谷地一番地百二から	八太郎一 名谷地一番地百二から	号埠頭一 青森県八戸市大字河原木字浜 名谷地七十六番地二百八十七 まで	臨港道路 青森県八戸市大字河原木字海 岸四番地七十三から	八太郎一 青森県八戸市大字河原木字海 岸八戸港（八太郎地区）岸 壁まで
白銀北沼 沼三十番地一から	線 青森県八戸市大字河原木字海 岸十八番地一まで	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	臨港道路 青森県八戸市大字河原木字浜 八太郎一 名谷地七十六番地百四十五か 号埠頭線 ら	八太郎一 名谷地七十六番地百四十五か 号埠頭線 ら	青森県八戸市大字河原木字海 岸十六番地四まで	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕

河原木四	臨港道路	号線	河原木三	臨港道路	号線	河原木二	臨港道路	線	沼館豊洲	臨港道路	線	浜名谷地	臨港道路	号線	号埠頭三	臨港道路	八太郎三	号線	号埠頭二	八太郎三
二から	青森県八戸市豊洲一番地二十	兵エ河原十番地十四まで	二から	青森県八戸市大字河原木字宇	まで	岸四番地四十四から	青森県八戸市大字河原木字海	で	青森県八戸市豊洲二番地六ま	青森県八戸市沼館三丁目七番	十番三十五号まで	二番十一号から	青森県八戸市八太郎六丁目十	岸二十三番地まで	青森県八戸市大字河原木字海	岸二十四番地二十から	青森県八戸市大字河原木字海	岸	八戸港（八太郎地区）岸	岸二十四番地二十二から
「号を加える。」			「号を加える。」				「号を加える。」			「号を加える。」			「号を加える。」				「号を加える。」			

線	白銀四号	臨港道路	線	白銀三号	臨港道路	線	白銀二号	臨港道路	線	白銀一号	臨港道路	線	白銀四号	臨港道路	白銀埠頭	臨港道路	江陽線	臨港道路	号線
六番地一まで	番地一から	青森県八戸市築港街一丁目一	番地一から	番地一から	青森県八戸市築港街一丁目一	番地二十二まで	番地五十四から	青森県八戸市築港街一丁目三	番地二十二まで	番地六から	青森県八戸市築港街一丁目三	番地十四まで	番地二十二から	青森県八戸市築港街一丁目一	番地二十五号まで	青森県八戸市江陽三丁目一番	九十三号から	青森県八戸市沼館四丁目七番	兵エ河原十番地まで
	「号を加える。」			「号を加える。」			「号を加える。」			「号を加える。」			「号を加える。」				「号を加える。」		「号を加える。」

号線 臨港道路 八太郎二 号埠頭三 岸 壁まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸三十六番地十から 青森県八戸市大字河原木字海 岸八戸港（八太郎地区）岸	「号を加える。」
号線 臨港道路 八太郎二 号埠頭二 岸 壁まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸十七番地十三から 青森県八戸市大字河原木字海 岸八戸港（八太郎地区）岸	「号を加える。」
号線 臨港道路 八太郎二 号埠頭一 岸 壁まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸十七番地十三から 青森県八戸市大字河原木字海 岸八戸港（八太郎地区）岸	「号を加える。」
号線 臨港道路 八太郎二 号埠頭南 岸 壁まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸二十四番地四から 青森県八戸市大字河原木字海 岸四十二番地まで	「号を加える。」
号線 臨港道路 八太郎二 号埠頭北 岸 壁まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸十七番地十三から 青森県八戸市大字河原木字海 岸三十六番地九まで	「号を加える。」
号線 臨港道路 八太郎二 号埠頭四 岸 壁まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸四十二番地から 青森県八戸市大字河原木字海 岸八戸港（八太郎地区）岸	「号を加える。」

号線 臨港道路 河原木一 号埠頭二 四まで	青森県八戸市豊洲三番地十一 から 青森県八戸市豊洲三番地二十	「号を加える。」
号線 臨港道路 河原木一 号埠頭一 まで	青森県八戸市豊洲三番地十一 から 青森県八戸市豊洲三番地十九	「号を加える。」
号線 臨港道路 河原木二 号埠頭一 から	青森県八戸市豊洲三番地十一 から 青森県八戸市豊洲 八戸港（ 河原木地区）岸壁まで	「号を加える。」
号線 臨港道路 河原木二 号埠頭線 まで	青森県八戸市豊洲二番地十五 から 青森県八戸市豊洲二番地十五	「号を加える。」
号線 臨港道路 河原木二 号埠頭五 岸 壁まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸二十番地二から 青森県八戸市大字河原木字海 岸二十四番地四まで	「号を加える。」
号線 臨港道路 八太郎二 号埠頭四 岸 壁まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸三十六番地十六から 青森県八戸市大字河原木字海 岸八戸港（八太郎地区）岸	「号を加える。」
号線 臨港道路 八太郎二 号埠頭二 岸 壁まで	青森県八戸市大字河原木字海 岸四十二番地から 青森県八戸市大字河原木字海 岸八戸港（八太郎地区）岸	「号を加える。」

河原木一 号埠頭三	青森県八戸市豊洲 八戸港（ 河原木地区）岸壁まで	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭四	青森県八戸市豊洲 三番地三か ら 青森県八戸市豊洲 八戸港（ 河原木地区）岸壁まで	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭五	青森県八戸市豊洲 三番地十七 から 青森県八戸市豊洲 八戸港（ 河原木地区）岸壁まで	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭六	青森県八戸市豊洲 三番地二十 四から 青森県八戸市豊洲 八戸港（ 河原木地区）岸壁まで	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭七	青森県八戸市豊洲 三番地六か ら 青森県八戸市豊洲 八戸港（ 河原木地区）岸壁まで	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭八	青森県八戸市豊洲 三番地十一 から 青森県八戸市豊洲 八戸港（ 河原木地区）岸壁まで	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭九	青森県八戸市豊洲 三番地十九 から 青森県八戸市豊洲 七番地十一	〔号を加える。〕

江陽一 号埠頭十	青森県八戸市沼館四丁目七番 から 青森県八戸市沼館四丁目七番 百八号まで	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭十一	青森県八戸市沼館四丁目七番 から 青森県八戸市豊洲 三番地十九	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭十二	青森県八戸市豊洲 三番地十八 から 青森県八戸市豊洲 三番地十八	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭十三	青森県八戸市豊洲 三番地十八 から 青森県八戸市豊洲 三番地十八	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭十四	青森県八戸市豊洲 三番地十八 から 青森県八戸市豊洲 三番地十八	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭十五	青森県八戸市豊洲 三番地十八 から 青森県八戸市豊洲 三番地十八	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭十六	青森県八戸市豊洲 三番地十八 から 青森県八戸市豊洲 三番地十八	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭十七	青森県八戸市豊洲 三番地十八 から 青森県八戸市豊洲 三番地十八	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭十八	青森県八戸市豊洲 三番地十八 から 青森県八戸市豊洲 三番地十八	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭十九	青森県八戸市豊洲 三番地十八 から 青森県八戸市豊洲 三番地十八	〔号を加える。〕
臨港道路 河原木一 号埠頭二十	青森県八戸市豊洲 三番地十八 から 青森県八戸市豊洲 三番地十八	〔号を加える。〕

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円